

ID: 258

担当部署: 建設課

処分の概要	占有等の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	八頭町法定外公共物管理条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第156号		
<p>【根拠条文】 (占有等の許可) 第4条 法定外公共物について、次に掲げる行為(以下「占有等」という。)をしようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 法定外公共物の敷地又はその上下において、工作物又は施設を新築し、改築し、又は除去すること。</p> <p>(2) 法定外公共物の敷地、流水又は水面を使用すること。</p> <p>(3) 流水を利用するためにこれを停滞し、又は引用すること。</p> <p>(4) 法定外公共物から生じる石、土砂、竹木、草その他の生産物を採取すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物の現状に影響を及ぼし、又は本来の目的以外の目的に使用すること。</p> <p>2 町長は、前項による許可をする場合において、法定外公共物の管理又は利用のため必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することができる。</p>			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日